

出雲警察署協議会について紹介します！

警察署協議会って何？

警察は、地域の犯罪や交通事故を防止するなどの様々な活動を行うに際して、住民の意見、要望等を十分に把握しなければなりません。また、その活動が成果を上げるためには、住民の理解と協力を得ることが不可欠です。

そのため、警察署に警察署協議会が置かれており、警察署長が警察署の仕事の進め方について住民のみなさんの考えを伺い、また、どういう仕事をしているか、住民のみなさんに説明し、理解と協力を求める場となっています。



警察署協議会が設置されている根拠は？

警察署協議会の設置については、警察法第53条の2に規定されており、その第2項に「警察署協議会は、警察署の管轄区域内における警察の事務の処理に関し、警察署長の諮問に応ずるとともに、警察署長に対して意見を述べる機関とする。」とされています。

警察署協議会委員って何人いるの？

出雲警察署協議会には15人の委員がいます。
その委員については、島根県公安委員会が、警察署の管轄区域内の住民の中から、地域の安全に関する問題について意見、要望等を表明するにふさわしい方に委嘱しています。

委員の提言による警察業務等の改善

- ・地域警察官の名刺の改良
- ・玄関フロアのBGMの導入、受付窓口の大型化
- ・身体障がい者に配慮した手すりの設置 等



委員による警察活動の視察

- ・若手地域警察官による巡回連絡等の実演
- ・「鍵かけ戦隊かけるんじゃー」による広報活動
- ・警察犬の訓練 等



お問合せ先
出雲警察署 総務課 0853-24-0110

警察署協議会の委員は、地域の安全に関する住民の声を警察署に届けておられます！

